

お知らせ

記者発表資料 配 布 日	平成28年 7月15日 解禁日時：7月21日15時
-----------------	------------------------------

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

特殊車両に関する合同広報・取締りを実施します ～大型車通行適正化に向けた取り組み～

1. 概要

大型車通行に係る荷主・運送関係団体、警察・道路管理者・運輸関係機関で構成する『大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会』は、大型車通行適正化に向けた広報活動及び取締りを連携して実施することを目的としており、このたび、合同で広報と取締りを実施することとなりましたのでお知らせします。

2. 日時・場所（詳細は別紙参照）

日時：平成28年 7月21日（木） 合同広報 10：30～11：30
合同取締 13：00～15：00

※平成28年7月21日15：00解禁

場所：合同広報：山陽自動車道下り 宮島SA
合同取締：広島岩国道路大竹IC（別紙詳細図参照）

3. 参加団体・機関

中国経済連合会、中国トラック協会、中国管区警察局、広島県警察、国土交通省（中国地方整備局、中国運輸局）広島県、広島市、NEXCO西日本、広島高速道路公社

4. 取材について

取材希望の報道関係者の方は、7月20日までに下記担当・景山までご連絡下さい。

<問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局 TEL(082)-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担 当】	道路部	交通対策課長	つねまつ ひろし 常松 宏（内線4511）
	道路部	建設専門官	かげやま ひろたか 景山 浩孝（内線4517）

【広報担当窓口】

中国地方整備局	広報広聴対策官	さかや まさゆき 坂屋 政之（内線2117）
中国地方整備局	企画部 環境調整官	まつもと はるお 松本 治男（内線3114）

大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会

合同広報・取締りについて

1. 目的

大型車通行適正化に向けて中国地域連絡協議会の関係団体・機関が一体となって広報及び取締りを行うことを目的とする。

2. 実施予定 取扱注意：取締り完了後まで非公開

実施日：平成28年7月21日（木）小雨決行

予備日 7月26日（火）

延期の場合は20日15時までに決定しますので、担当（景山）までお問い合わせ下さい。

時間：合同広報 10：30～11：30
合同取締 13：00～15：00

場所：合同広報：山陽自動車道下り 宮島SA
合同取締：広島岩国道路大竹IC

詳細スケジュール

- 10：20 山陽道宮島SA下り スターボックス前辺り集合
- 10：30 開催挨拶(中国地方整備局 交通対策課長)
- 10：40 合同広報開始
- 11：30 広報終了（終了後SA内で昼食）
- 12：20 大竹ICへ移動
- 12：40 大竹IC下車 大竹料金所駐車場到着後、取締り場所に集合
- 13：00 合同取締り開始
- 14：00 合同取締り終了（取締りは15：00まで実施）

3. 実施方法

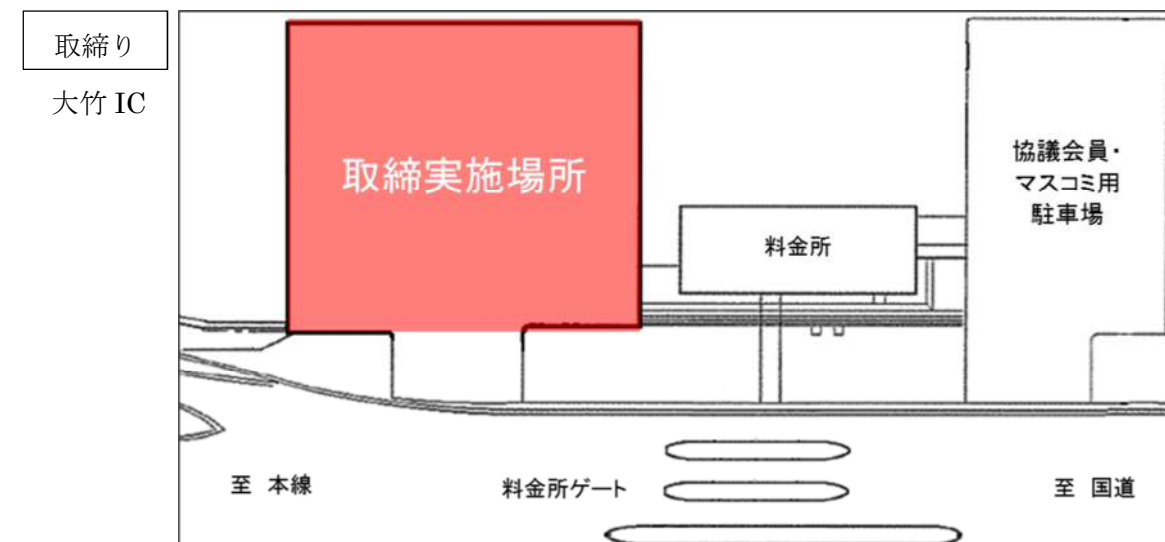
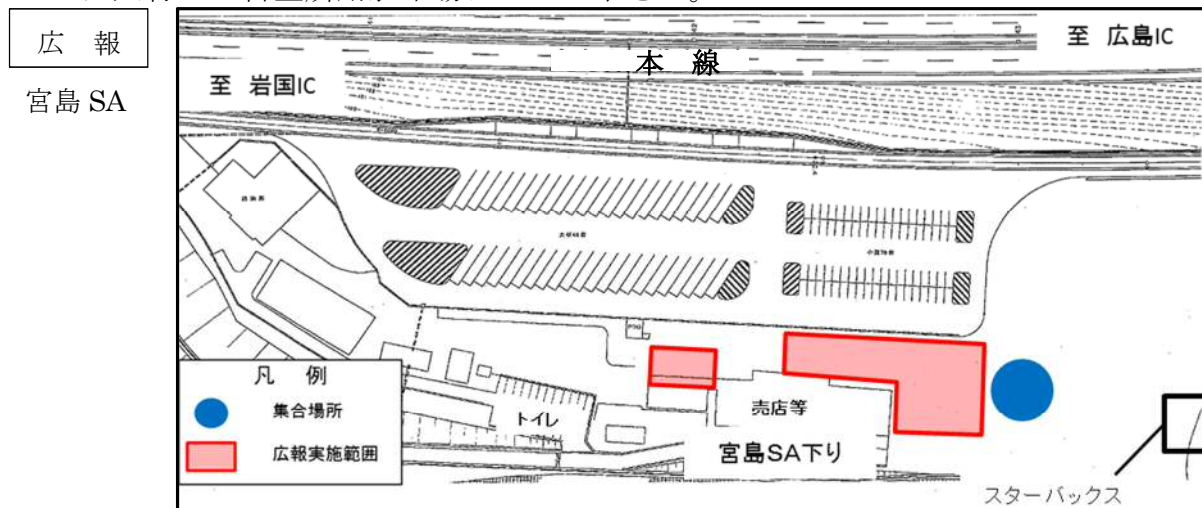
合同広報：別添チラシ（A4両面）をSAの通路部分（下図広報実施範囲）で配布を行う。

合同取締：NEXCO西日本（車限隊）と国土交通省広島国道事務所が同時の取締りとして、広島岩国道路大竹ICと国道2号大竹車両計量所で行う。各取締りは、通常どおりの取締り方法で行う。協議会各委員は、大竹IC取締り箇所において、取締り方法や違反状況等を把握

4. 取材について

取材希望の報道関係者の方は、平成28年7月20日までに下記担当・景山までご連絡下さい。

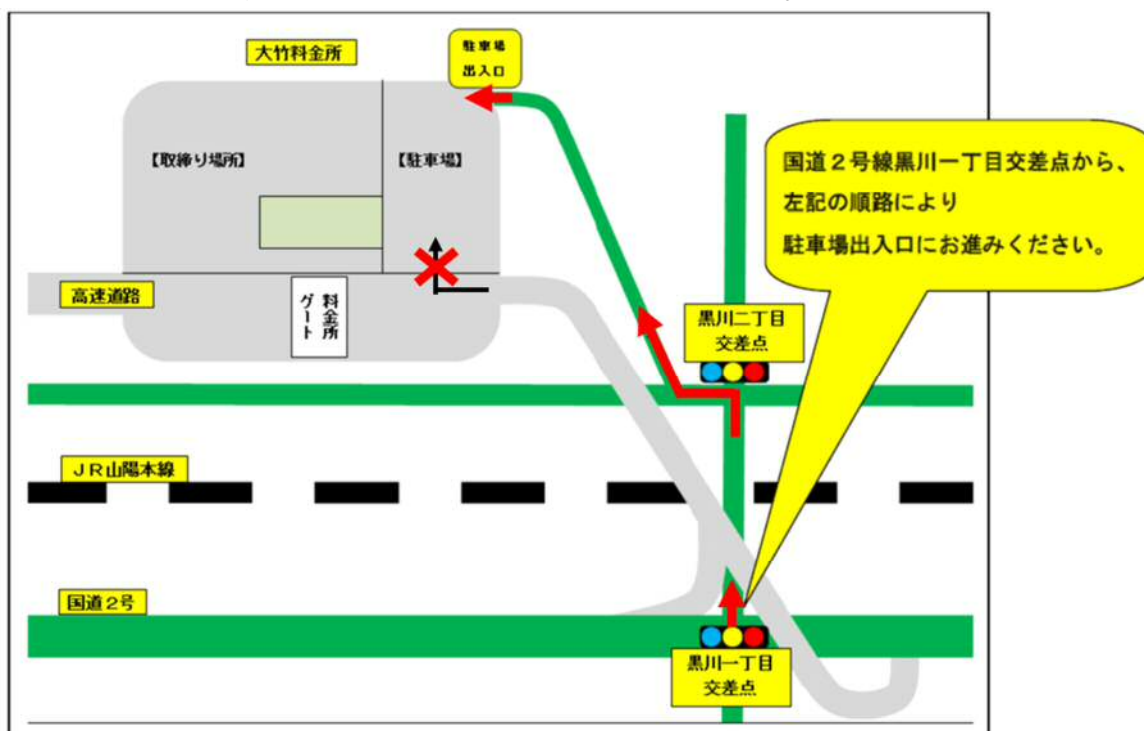
当日は以下の図のとおり広報及び取締りを行います。カメラの取材は可能です。広報の取材では、SAの駐車場に車を止めて下さい。取締りの駐車場は大竹IC料金所用駐車場に止めて下さい。



5. 集合場所詳細図



- 宮島S.Aから広島岩国道路を利用して向かう場合
大竹I.C料金所を出てすぐ左の大竹料金所駐車場に入り駐車して下さい。
- 一般道から料金所駐車場に向かう場合
以下の図を参考に一般道から駐車場を利用して下さい。
I.Cランプを横断して駐車場に入るとI.Cから出た車両との事故が懸念されるため、一般道から駐車場を利用して下さい。



合同広報・取締り概要

道路の老朽化対策が喫緊の課題である中で、平成26年5月9日、国土交通省道路局より大型車通行適正化方針が示され、効率的かつ迅速な物流の実現による経済活動の向上等を図るため、車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可を簡素化する一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両に厳罰を課すなどの対策が必要とされています。

このような状況を受け、大型車の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的に、『大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会』を平成27年10月に発足しました。

中国地域連絡協議会では、大型車通行適正化について『社会的認知度の向上』を目指して、荷主側への認知・理解向上と適切な発注の徹底に向けた啓発及び特車制度の認知度や理解が不十分であり、関係団体・機関が協調して広報・啓発活動を行うことを目的としており、中国地域連絡協議会において、広報実施計画を策定して、平成28年度から広報に着手したところです。

今回は、中国地域連絡協議会による関係団体・機関の連携・強化として、中国地方ではじめての取り組みとして、山陽自動車道下り宮島SAで合同広報を行い、その後大竹ICと国道2号大竹車両計量所で同時に特殊車両の取締りを行います。

荷主・運送関係の皆様へ

大型車両の適正な通行を!

高度成長期に集中的に整備した道路は、老朽化が現れ始めており、道路施設の維持管理は、大きな社会問題となっています。しかし、一部の重量を違法に超過した大型車両が、道路施設の寿命を大きく縮めることが分かっており、それらの大型車両の対策が、喫緊の課題となっています。

特殊車両に該当し、道路を通行する場合は道路法により申請が必要です。

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。	自動車単体で12m ※「単体」なので、トラクタとトレーラは別扱いとなります。(それぞれが12mまで)	規定なし ただし、他の車両を牽引する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のみ出しは不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を超過して積載してはならない(過積載)
軸重(※)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし
最小回転半径	12.0m	12.0m	規定なし

↑ どれか1つでも越える車両は、「特殊車両通行許可」が必要になります。

特殊車両に該当する車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。



「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものを行い、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路法第47条の2第1項

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

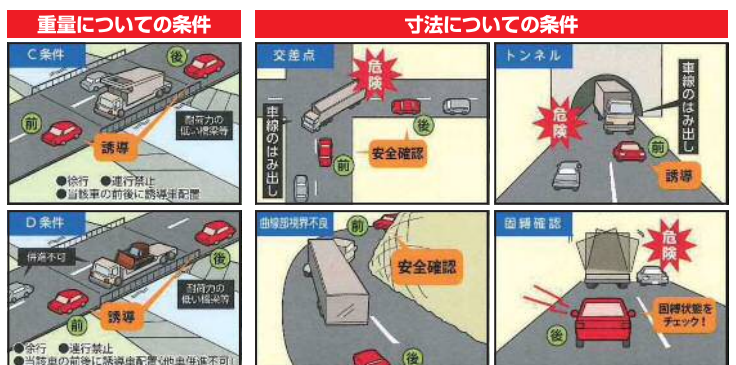
【特殊車両の通行条件】通行に必要な条件が附される場合があります

審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときには、通行に必要な条件を附して許可します。この条件を通行条件といいます。通行条件には次のようなものがあります。

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や橋梁などの構造物の保全などのために配置するものです。

区分記号	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別な条件を付さない。	徐行等の特別な条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。

※その他、通行時間帯の指定がある場合も遵守が必要です。



違反取締りや違反者への指導等の強化

違法に通行する大型車両の取締りの強化として、道路管理者と警察が連携して、高速道路と一般国道での合同取締りや昼夜での取締りを実施します。

違反内容

①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■ 取締基地（昼夜実施）

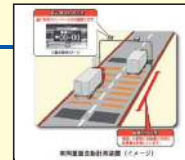
道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をすることがあります



■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には**特車通行許可**の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、**100万円以下の罰金**が科せられます（道路法第104条第1号）。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、**基準の2倍以上の車両総重量**で走行する違反車両を、

現地取締りで確認した場合は**即時告発**を行います。

荷主、運送事業者のみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

悪質な違反車に対しては、事業停止処分の可能性も!!

荷主勧告制度

貨物自動車運送事業法では、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が当該荷主に対して**是正措置を勧告**し、**トラック運送事業者の違反行為の再発防止**を図る荷主勧告制度が設けられています。

法令を遵守し、尊い国民資産である道路の老朽化防止にご協力ください。



国土交通省
中国地方整備局

ホームページアドレス: <http://www.cgr.mlit.go.jp/>
広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

大型車通行適正化に向けた
中国地域連絡協議会
『連携した広報・取締りを実施』

特殊車両の指導取締りについて

【合同取締りについて】

国土交通省広島国道事務所では、道路の構造物の劣化に多大な影響を与え、また重大事故に繋がる恐れのある重量超過等の大型車両について、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うことを目的に、広島県警察本部交通機動隊と協力し、継続的に特殊車両の指導取締りを実施しています。

また、NEXCO西日本中国支社においても、従前から違反車両への取締りを継続的に実施しています。

この度、「大型車通行適正化に向けた中国地域連絡協議会」の取り組みとして、NEXCO西日本中国支社と合同取締りを実施します。

【取締りの流れ】

車両の幅、重量、高さ及び長さの基準を超える車両が進入してきた場合、通行許可証の有無及び許可内容に適合しているか等を確認し、違反が確認された場合は、措置命令や警告を行います。

一部の大型車両にあっては、高速道路入口で取締りを実施している場合に、ルートを変更し、並行する国道等を走行するケースが見受けられます。そのような違反車両に対し、連携して同日同時間帯での取締りを実施するものです。

検測状況

重量測定



長さ測定



幅測定



高さ測定



※ 掲載の車両写真は、取締の状況写真であり、違反の写真ではありません。

【参考】道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

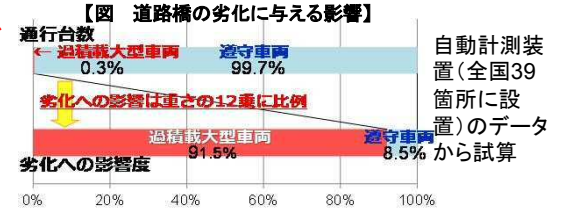
背景

- 0.3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

→軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

- 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

(1) バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

- バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和
※H27年3月31日通達発出
※H27年6月から運用開始

(2) 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

- 45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和
※H27年3月31日通達発出
※H27年6月から運用開始

(3) 許可までの期間の短縮

- 主要道路情報のデータベース化を促進 【継続して実施】
※H26年7月以降各道路管理者に対して協力要請。
- 通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進 【継続して実施】
※H26・27年度に順次実施
- 大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施
※H26年10月27日より実施
- 通行許可に係る審査体制の集約化
※H27年度より段階的実施

(4) 適正に利用する者の許可の簡素化

- 違反実績のない者に対して許可期間(現行2年)の延長
【実施に向けて準備中】
- ETC2.0技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用(特車ゴールド)
※H28年1月25日より実施

違反取締りや違反者への指導等の強化

(1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底

- 自動計測装置の増設 【H26年度から実施】
※H26年度2箇所増設予定。併せて簡易な計測装置の検討を実施
- コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締り等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施 【継続して実施】
※直轄と首都高が連携した取締りを実施するなど箇所数・回数増加

(2) 違反者に対する指導等の強化

- 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施(措置命令4回又は是正指導5回で告発) 【※H25年3月から実施】
- 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 【※H27年2月23日から施行】
- 改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施 【※H26年5月30日から実施】

(3) 関係機関との連携体制の構築

- 国土交通省(道路局及び自動車局)、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施 【H25年度から実施】
※年間3回程度開催
- 国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示
※H27年4月から新基準により運用
- 自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施
※H27年3月から実施

本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止